

発行 度会町 編集 総務課 印刷 文化印刷有限公司



若芽の手摘み(平生地内で)

## ただよう香り一番茶たけなわ

初夏の日ざしを受けて、町特産「わたらい茶」の刈取り作業がたけなわです。今年、冬期の異常干ばつで茶樹にかなりの影響があったことや、4月下旬の霜害などで芽立ちが不ぞろいで、刈取りも平年よりやや遅れて収量も2～3割程度の減収といわれています。

それでも、栽培農家の肥培管理がゆきとどき、新芽がスクスクと伸び、刈取作業に忙しいこのごろです。

八十八夜前後は、若芽の手摘み風景があちこちで見られますが、最盛期ともなれば、動力刈取機でどんどん刈取られ、最近では、1日700キログラム以上も刈取るといわれる大型茶刈機の普及で、グンと作業能率も上がっています。

刈取られた生葉は、70余りの製茶工場で加工され、煎茶としておもに関西地方の市場に出荷されます。

### 町のうごき

人口男 4,286

女 4,460

世帯数 1,936

出生 4

死亡 4

転入 36

転出 44

52.5.1現在

# 初予算など25議案を可決

## 一、公民館建設など11億7,712万4,000円

昭和五十二年第一回定例町議会は、三月十日招集され、十八日までの九日間を会期として行なわれました。

町長から提案された二十五議案（予算関係八件、条例関係十六件、その他一件）について、提案理由の説明がなされ、議案に対する質疑のあと関係議案を各常任委員会に付託して、審議し、委員会報告のあと、西村、中広、細谷、大西、西井、玉串、山本、南喜多の各議員から一搬質問がなされ、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

### 全町民の福祉向上をめざして

本年度予算の各費目別構成は、別表のとおりですが、昭和五十一年度から本町の総合計画の基本目標である「明るく住みよい生きがいのある町づくり」をめざして各種事業を計画的に推進し、実施計画に沿って取り組んでゆくことにしています。

本年度予算の各会計の主な内容について説明しましょう。

#### 一般会計

##### 〔歳入〕

歳入で主なものは、別表の一般会計当初予算の構成比で示すとおり、予算の三十九・三％（四億六千二百三十五万六千円）が地方交付税でまかなわれています。

次に、国庫支出金の二十一・七％で、この内、保育所措置費や老人医療費など民生費国庫負担金が、五千五百九十五万四千円、義務教育費国庫負担金百五十二万二千円、過年度公共土木施設災害復旧事業国

##### 〔歳出〕

###### ▼総務費

総務管理費では、公団造林植栽事業に、一千三百四十二万五千円、微税電算委託料や徴税関係に、二千六百五十八万八千円、印鑑登録事務改善費など一千四十三万三千円、選挙費五百五十四万八千円などです。

###### ▼民生費

老人福祉や老人医療など社会福祉対策として、二千八百二十八万五千円、注連指道路改良工事や、川上地区道路舗装工事事業九千九百四十四万六千円が計上されています。

###### ▼衛生費

保健衛生や予防対策にまた水質検査など環境対策費として、二千三百一十八万八千円、母子健康センターや診療所運営

費、し尿、塵介処理対策に、三千三百九十四万六千円計上されています。

###### ▼農林水産業費

農業費では、茶業振興や畜産対策などに三百七十二万八千円山村振興事業では、中郷生活改善センター建設に二百二十万、農道整備事業の注連指線など三路線分、一千六百五十万円、他に団体営農道整備事業の牧戸農道舗装に二千四百四十万円など、合わせて七千五百八十五万円、林業費では林道維持補修費など三百九十万六千円が計上されています。

###### ▼土木費

町道の維持補修に九百四十万円、橋梁整備事業の田口橋下部工事など一億六千五百二十三万八千円、町道の改良や舗装工事などに八千二百二十五万円計上されています。

###### ▼消防費

広域消防負担金、三千三百五十九万五千円、防火水槽整備事業で、四基新設分四百八十七万円、水道消火栓用ボックス設置補助金百二十二万五千円などです。

###### ▼教育費

小学校、中学校の教育施設や設備の充実に、五千九百四十万四千円、社会教育施設として本年度一之瀬地区に公民館建設事業費三千五百九十四万五千円、社会体育の振

#### 国保特別会計

##### 〔歳入〕

国保加入者から負担しているたたく国保税で、七千九百八十一万円、国庫支出金の事務費負担金四百三十八万円、療養給付費負担金八千七百九十四万四千円、それに、保健婦、助産費、高額療養費などの国庫補助金八百八十五万八千円などが主なものです。

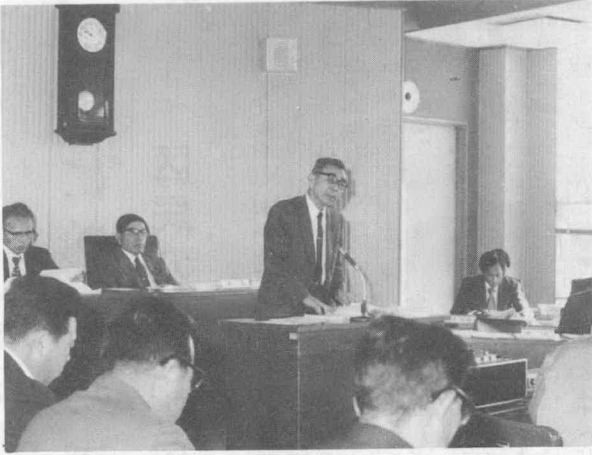
##### 〔歳出〕

加入者が、病気などで医師に診療を受けた際に、七割の町負担の診療報酬支払金や療養費など一億六千二百五十六万五千円、高額療養費一千三百八十五万五千円、助産費をはじめ葬祭費、育児手当金など三百三十六万二千円計上されています。

# 昭和52年度

# 一般会計当

## 生活改善センタ



### 簡易水道事業特別会計

(歳入)

施設整備費分担金(受益者)一千三百一十千円、既設簡易水道使用料一千三百二十一万五千円、国庫補助金四千十七万一千円、簡易水道施設整備事業債五千二百三十万円。

(歳出)

本年度、二地区の簡易水道施設の布設を計画しております。平生地区簡易水道施設事業費、五千五百六十四万二千円、葛原簡易水道施設事業費、五千八百六十六万五千円で取り組みます。

### 一般会計予算(歳入)

款	予算額	機械	%
町 税	107,322		9.1
地方譲与税	9,507		0.8
自動車取得交付金	10,306		0.9
地方交付税及び分担金	462,356		39.3
使用料及び手数料	19,602		1.7
国庫支出金	5,214		0.5
県支出金	255,947		21.7
財産収入	61,896		5.3
寄附金	2,473		0.2
繰越金	16,926		1.4
諸収入	45,000		3.8
町 債	22,475		1.9
歳入合計	1,177,124		100

### 可決された議案

- ◆度会町区事務費補助に関する条例の一部を改正する条例
- ◆度会町区補助限度額を二百四十万円に改正するもの。
- ◆度会町印章の登録及び証明に関する条例
- ◆登録及び証明事務の処理を現状に即して全面改正するもの。
- ◆度会町職員定数条例の一部を改正する条例
- ◆職員定数の条文を整備するもの。
- ◆度会町委員会の委員等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ◆各種委員会の委員の報酬を四月一日から引上げるもの。
- ◆投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例
- ◆投票管理者などの報酬を、若干引上げるもの。
- ◆度会町医師手当支給条例の一部を改正する条例
- ◆学校医及び学校歯科医の手当を若干引上げるもの。
- ◆度会町遺児及び母子年金支給条例の一部を改正する条例
- ◆年金額を一万五千円に改めるもの。
- ◆度会町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- ◆消防団員の報酬を引上げるもの。
- ◆度会町農業共済条例の一部を改正する条例
- ◆農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条文を整備するもの。
- ◆度会町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例
- ◆母子健康センターに入院する者の諸手数料を改正するもの。
- ◆度会町母子健康センター運営に関する給付条例の一部を改正する条例
- ◆母子健康センターの助産業務に従事する助産婦に対する諸手当を改正するもの。
- ◆度会町美化センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例
- ◆廃棄物の処理に関し規定の整備をするもの。
- ◆度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- ◆非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、施行されたことに伴い、条文を整備するもの。
- ◆昭和五十二年、度会町一般会計予算

### (歳出)

款	予算額	機械	%
議 会 費	27,837		2.4
総務費	131,675		11.2
民生費	228,265		19.4
衛生費	56,964		4.8
農業費	79,756		6.8
工業費	1,422		0.1
土木費	285,549		24.3
消防費	44,542		3.8
教育費	187,811		15.9
災害復旧費	16,906		1.4
公債費	83,162		7.1
諸支出金	18,235		1.5
予備費	15,000		1.3
歳出合計	1,177,124		100

- ◆歳入歳出予算の総額を、それぞれ一億七千七百二十二万四千円と定めました。
- ◆昭和五十二年、度会町国民健康保険特別会計予算
- ◆歳入歳出予算の総額を、それぞれ一億九千二百五十九万二千円と定めました。
- ◆昭和五十二年、度会町簡易水道事業特別会計予算
- ◆歳入歳出予算の総額を、それぞれ一億二千七百五十二万三千円と定めました。
- ◆昭和五十二年、度会町農業共済事業会計予算
- ◆収益的収入及び支出の予算の総額を、三千五百九十三万四千円と定めました。
- ◆度会町総合計画について
- ◆本町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、度会町総合計画を策定したものを。
- ◆度会町水道使用料条例を廃止する条例
- ◆柵橋簡易水道の給水開始に伴い、町営住宅にかかる既設の水道施設の使用料条例を廃止するもの。
- ◆度会町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ◆尿汲取料金十八リットル「六十円」を「六十四円」に改正するもの。
- ◆度会町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- ◆昭和五十二年、平生区域と葛原区域に簡易水道を設置するにつき改正するもの。
- ◆昭和五十一年度、度会町一般会計補正予算(第四号)
- ◆歳入歳出補正額三百九十三万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ一億八千九百三十三万二千円と定めました。
- ◆昭和五十一年度、度会町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)
- ◆歳入歳出補正額九百九十六万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ一億八千二百三十五万九千円と定めました。
- ◆昭和五十一年度、度会町簡易水道事業特別会計補正予算(第四号)
- ◆歳入歳出補正額百二十三万七千七百七十七円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ一億五千七百七十七千円と定めました。
- ◆昭和五十一年度、度会町農業共済事業会計第三回補正予算
- ◆収益的収入及び支出補正額五万五千円を追加し、収益的収入及び支出の総額を、三千七十三万五千円と定めました。



# 盛大に渡橋竣工式

## 区民の顔も晴れやかに

昭和四十八年度から、四か年の継続事業として、建設が進められていました。橋梁整備事業日向橋架橋工事は、このほど完成し、去る三月二十九日(火)日向橋右岸で、竣工式が行なわれました。

当日は、山下町長をはじめ杉本議長、橋本幸一日向区長、町議会議員、小川郷地区各区长ら約三十名、それに設計者の三重県建設技術センター、工事施行の川田工業株式

会社、マルハ建設有限会社の代表と地元日向区民多数が参列して、午前十時から行なわれ式典は神事のおと、山下町長、橋本区長によるテープカットに引き続き、老人クラブ会員を先頭に関係者や地元住民らによって、新日向橋の渡りぞめが行なわれました。



いきました。

このあと、日向区民出身の家族の方々や区民らでにぎわう中で、完成を祝う餅撒きも行なわれ、われ先にと餅をひろう姿が印象的で、そのにぎやかな声が山々にこだましていました。

祝賀会は、日向公民館で開かれ、工事経過報告のあと、山下町長から設計者の三重県建設技術センター及び工事施行の川田工業株式会社とマルハ建設有限会社に、それぞれ感謝状が贈呈され、祝宴に入り、町、地元、参列の関係者らで完成を祝いました。

日向橋は、従来、鉄骨木造の混合橋で、老朽化し危険なため、架替工事がされていたもので、工事経過は昭和四十八年度に、測量調査設計を三



重県建設技術センターへ委託し、四十九年度に用地買収と下部工事(左岸橋台)を度会中川建設共同企業体(代表者羽根二生)が施工五十年年度に上部工製作を、川田工業株式会社名古屋営業所と下部工事(右岸橋台)を、マルハ建設有限会社がそれぞれ施工し、昭和五十一年度に、護岸・取付道路工事をマルハ建設が、架橋工事を川田工業が施工いたしました。

完成した日向橋は、橋種がワレントラス構造で、橋長が五十九メートル、幅員五メートル、橋台は、重力式、扶壁式各一基、設計耐荷力は十四トンで、総事業費一億一千二百三十二万円で完成したものです。

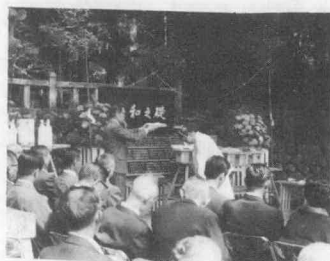


### 慰霊碑を建立

#### 内城田老人クラブ

町内の内城田老人クラブ(会長西村己吉さん)では、内城田神社境内に、慰霊碑「平和の礎」を建立していましたが、このほど完成し、この除幕式が、去る三月二十七日、内城田神社境内で行なわれました。式典には、来賓の山下町長をはじめ地元町議会議員や区長、神仲間関係者ら三十人、それに内城田地区の遺族約八十人が参列して行なわれましたが、この建立には、老人クラブ会員たちが、戦没者の供養も兼ねて礎を建てる

ことにしたもので、賛同した人達から二百二十万円の寄付をいただき、立派な慰霊碑が完成いたしました。碑は、高さ一・七メートル幅約二メートルのアフリカ産黒石で、高さ八十センチ、幅二・五メートルのみかげ石の台に据え付けられ、表には、山下町長の直筆で「平和の礎」と刻まれ、裏には建立の趣旨が刻まれています。



# 待望の簡易水道施設完成

## 長原・棚橋地区に



国民年金還元  
融資事業で建設

長原簡易水道浄水場

長原、棚橋牧戸両地区の簡易水道施設は、昨年七月三十日から着工し、順調に建設が進められていましたが、本年二月完成し、去る三月二十六日に長原、三月三十一日には棚橋の竣工式が、それぞれ完成した浄水場で行なわれました。式典は両地区とも山下町長をはじめ杉本議長、地元区長、工事施行者ら関係者多数が参加し、町長、地元区長、工事施行者によるテープカットののち、山下町長の手によって通水バルブが開かれ給水が開始されました。

引き続き、関係者多数が見まもる中で消火栓からの放水テストも披露され威力を発揮し

たあと祝宴に入り受益者や工事関係者で、完成を祝いました。

完成した両簡易水道施設の概要は、次のとおりです。

### ▽長原水道施設

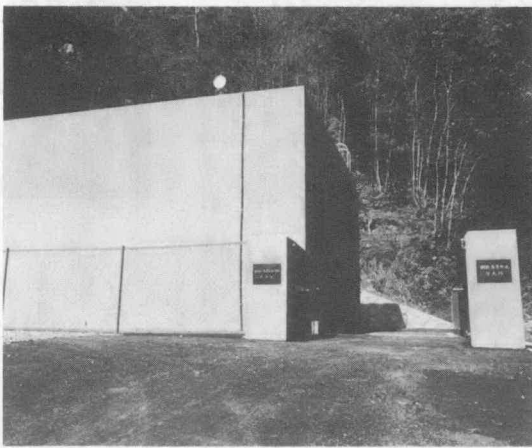
給水区域は、長原区で、給水人口四一三人、配管給水口八九口、一日最大給水量八九トン、水源施設は、長原小山谷川上流にえん提を構築し導水管(φ七五)約四、七八メートルで、配水施設に送水、配水施設(浄水場)は、最新式岡田式中速ろ過施設で、ろ過面積八、八五㎡を三池有し、配水池は五〇㎡を二池(一〇〇㎡)減菌器二基(一次亜塩素酸ソーダ点滴式T-一〇〇型)の規模です。また、消火栓が九カ所に取付けられ、

初期消火に威力を発揮します。施行者は、宍北村建設工業で総事業費五千三万四千円で完成しました。

### ▽棚橋簡易水道施設

給水区域は、棚橋区、牧戸区で、給水人口一、三二九人、配管給水口三五〇口、一日最大給水量三一七トン、水源施設は、棚橋字ソノ地内に井戸を築造し、導水管約七九三メートルで配水施設に送水し配水するもので配水池二〇〇㎡減菌器二基(圧入式P8×二〇〇ℓ)、消火栓が二五カ所へ取付けられております。施行者は、伊勢市の森森組で、総事業費九千四百五十九万一千円で完成しました。

棚橋簡易水道浄水場



## 公正証書について

公正証書とか公証人という言葉は聞いたことのある人、言葉の意味から融資を受けるときや不動産を売買するときに、その約束を公正証書にしたり、それを作るために委任状と印鑑証明書の用意をした経験を持つ人も少なくないと思います。そこで、公証人が作成する公正証書について簡単に話します。

公正証書とは、簡単に言えば、約束の内容と当事者との公証人が確認して公の証書にしたものと言えます。約束は、お互いの信頼によって守っていくことが最も望ましいのですが、残念なことに、金の貸借、不動産の売買、貸借等重要な財産にかかわる約束では、いざとなると、約束をした覚えがないとか、話が違うといったトラブルが少なくありません。

このようなトラブルは、約束を書面にしておいて、約束の当事者以外の人に、この書面の作成に立ち合ってもらえば、一層確実になりますし、一定の資格のある人に、公の立場から、その約束がされたことと、その内容を確認してもらえば後に約束をほごにすることはできなくなります。

公正証書には、遺言公正証書とか金銭貸借公正証書、土地売買公正証書、建物賃貸借公正証書というように約束内容が分かるような表題が付けられています。ところで、一定の金額や、商品又は一定数量の有価証券を支払ったり、引き渡したりする約束については、その義務を負う者から強制執行されなくても構わないという意思表示をしてもらい、それを公正証書に記載しておけば、義務者が約束を守らない場合に、その者の財産を差し押えて売り、又はその他法律で定められた強制執行の方法で約束を守らせるよう、裁判所又は執行官に申し立てることが出来ます。

このような公正証書を作るには、原則として約束の当事者全員が公証人役場に出頭し、証書の作成を嘱託しなければなりません。本人に限らず、代理人でもよいこととされており、しかし、他人の印鑑証明書等を悪用して、虚偽の公正証書が作られる事例もありません。このようなことを防ぎ、公正証書を利用するためには、一人一人が約束と法を守り、印鑑証明書、実印、委任状等の取扱いに、十分注意していきたいものです。

# 確定申告が間違っていたときは

昭和五十一年分所得税の確定申告の受付は、三月十五日で終了しました。しかし、確定申告書を提出した後で、計算違いなどのために、申告内容が間違っていたことに気付いた人は、それを訂正することがあります。また、うっかりして申告を忘れていた人は、すぐ確定申告をする必要があります。そこで、確定申告が間違っていたときの訂正の手続などについて説明しましょう。

昭和五十一年分所得税の確定申告の受付は、三月十五日で終了しました。しかし、自分で間違いに気付いて、調査を受ける前に申告書を提出した後で、計算違いなどのために、申告内容が間違っていたことに気付いた人は、それを訂正することができます。また、うっかりして申告を忘れていた人は、すぐ確定申告をする必要があります。そこで、確定申告が間違っていたときの訂正の手続などについて説明しましょう。

また、この納める税額には、三月十六日から納付の日までの期間について延滞税がかかりますので、合せて納めることになっていきます。延滞税は、年率七・三％ですが、修正申告書を出してから一か月が過ぎると年率十・六％になります。

更正の請求をするときは、正しい金額に訂正するよう、「更正の請求」をすることができ、更正の請求ができる期間は申告期限から一年間です。昭和五十三年三月十五日までとなります。

更正の請求をするときは、税務署ではその内容を調べて、その請求が正当と認められたときは、納めすぎの税金を返すことになっていきます。

確定申告を忘れていたときは、無申告加算税は、税額の五％で済みます。なお、期限後申告による税額は、申告書を出した日に納めなければなりません。

訂正の手続などについて説明しましょう。

印紙税は、「契約書」、「手形」、「委任状」、「領収書」などの一定文書に、ふつう、これらの文書をつくら人が、定められた金額の収入印紙をはりつけ、これに消印をして納める税金です。

注意してください。印紙税法の主な改正点

引上げられました。売上代金の受取書のうち受取金額の記載のある文書を引用しているものなどは、たとえ受取書に金額が記載されていなくても、その引用した金額と同じ金額が記載されているものとして、その金額に応じた印紙税がかかることになりました。

この修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告した方が有利です。

印紙税は、昭和五十二年五月一日以降に作成される文書の印紙税額が改められました。

税率により課税されている文書の税率は、それぞれ二倍に引上げられました。

一定の書式を表示することにより印紙税を申告納付することができる文書に、賃貸借契約書などが追加されました。

それは、税務署の調査を受けた後で修正申告したり、修正申告をしないで更正を受けたりすると、修正申告や更正によって納めることとなった税額のほかに、その税額の五

印紙税の税率は、昭和五十二年五月一日以降に作成される文書の印紙税額が改められました。

税率により課税されている文書の税率は、それぞれ二倍に引上げられました。

一定の書式を表示することにより印紙税を申告納付することができる文書に、賃貸借契約書などが追加されました。

それは、税務署の調査を受けた後で修正申告したり、修正申告をしないで更正を受けたりすると、修正申告や更正によって納めることとなった税額のほかに、その税額の五

印紙税の税率は、昭和五十二年五月一日以降に作成される文書の印紙税額が改められました。

税率により課税されている文書の税率は、それぞれ二倍に引上げられました。

一定の書式を表示することにより印紙税を申告納付することができる文書に、賃貸借契約書などが追加されました。

## 災害救護連絡車が配備されました



このほど、日本赤十字社三重県支部から、日赤度会町分区に「災害救護連絡車」が配備されました。

この連絡車は、五十二年式カローラバン一四〇〇cc、四ドアデラックスで、スピーカーを取付け、ボデーカラーはブルーで、赤十字マーク及び日赤度会町分区と明記されたスマートな車です。

今後、本分区における災害救護業務をはじめ赤十字活動や福祉業務に活躍が期待されます。



### 国民年金

## 保険料の免除の

## 手続きをご存知ですか

国民年金に加入したが、保険料が納められないという人はありませんか。  
国民年金も社会保険制度です。きめられた保険料を納めていまして、いざというときに年金が支給されない場合があります。しかし、納められないものは仕方がないと思われがちですが、  
七〇歳以上で福祉年金を受けている人や、二十歳以上で障害福祉年金を受けている人は、年金証書(緑色)を役場へ提出していただくことになっております。これは年金を受けている本人と配偶者、扶養義務者の昭和五十一年分の所得の状況によって、今年五

## 福祉年金証書の提出は

## 六月末日までに

料を納めた人より少なくなりませんが、免除を認められたあとで、生活に余裕ができたときに、さかのぼって保険料を納めていけば、年金が支給されるときに普通に納めた人と同じように取り扱われます。  
免除の手続きなど、くわしいことは、役場国民年金係にお問い合わせください。



## 警察官の異動

三月二十五日付で、脇出駐在警察官が異動されました。  
○着任 竹内直道(29歳) 南勢町神原駐在所を  
○転任 杉本卓夫(補町本郷駐在所へ)

## 町職員の異動

◆異動 四月一日付  
御村恵子(主任保母) 南中村から中之郷保育所へ  
山下呉子(主任保母) 中之郷から南中村保育所へ  
林 信子(保母) 棚橋から 長原保育所へ  
北村孝子(保母) 長原から棚橋保育所へ  
◆採用 四月一日付  
御村淑子(住民課(保健婦)橋本 浪 美化センター)  
◆臨時 四月一日付  
亀田恭代 長原保育所

## 52年度 婦人会新役員

- 〔度会町婦人会連絡協議会〕
- ◆会長 松原艶子(中川)
- ◆副会長 東出 操(内城田)
- ◆書記 岩本久子(小川郷)
- ◆会計 岡野くす(一之瀬)
- 〔中川郷人会〕
- ◆会長 松原艶子(注連指)
- ◆副会長 長縄手暁子(注連指)
- ◆書記 世古幸枝(麻加江)
- ◆会計 羽根鈴子(立 花)
- ◆各支部長 注連指 縄手暁子、田口 井上寿子、麻加江 世古幸枝、坂井 相馬種子、長原 岡野とめ、立花 羽根

- ◆副会長 東出 操(大野木)
- ◆書記 小岸さいえ(下久具)
- ◆会計 味噌井幾子(棚 橋)
- ◆各支部長 鮎川 馬瀬ふみ子、立岡 間宮ヤス、大久保 坂本昭子、平生 田端富子、牧戸 吉田きさ子、棚橋 岡村花枝、大野木 新田多鶴、葛原 米田昭子、下久具 石
- 井ふみ代、上久具 石井幸代、田間 玉村三千代、当津 尾崎綾子、茶屋広 藤原貞子、
- 〔小川郷婦人会〕
- ◆会長 岩本久子(中之郷)
- ◆副会長 浦井いくゑ(五ヶ町)
- ◆書記 泰道いせ(小川)
- ◆会計 泰道いせ(小川)
- ◆各支部長 川口 岡村時子、栗原 古森茂子、中之郷 八木すみ子、日向 橋本幸子、五ヶ町 岡谷實子、小川 奥
- 野美代子、火打石 服部光子、駒ヶ野 亀田ひろ子
- 〔一之瀬婦人会〕
- ◆会長 岡野くす(小萩)
- ◆副会長 作野つや(小萩)
- ◆書記 奥村久美子(柳)
- ◆会計 作野つや(小萩)
- ◆各支部長 小萩 作野せき、柳 奥村久美子、市場 高橋くに子、脇出 神森たい、和井野 田畑さほ、南中村 井口トヨ子、川上 小森美智子

## 新区長決まる

字名	区長名
注連指	上村 莞爾
田口	山口 壽
麻加江	世古 幸男
坂井	南出 清八
長原	松葉 勇
立花	○今ヶ瀬 昭生
立岡	世古 定二
大久保	岡田 保郎
平生	坂本 貢
大野木	東谷 房次
棚橋	井戸 本正己
葛原	釜谷 周次
下久具	○福井 茂郎
上久具	坂口 四郎
田間	中西 啓起
当津	岡村 康己
茶屋広	尾崎 保夫
川口	藤田 宮次
栗原	○鳴川 哲哉
中之郷	荻田 秋和
日向	橋本 延太郎
五ヶ町	中西 房夫
小川	岡谷 昌行
火打石	西村 毅
駒ヶ野	長谷川 愛
小萩	西野 壽夫
柳	○奥田 峰雄
市場	長谷川 元之
脇出	神森 元男
和井野	田畑 悟
南中村	中野 利植
川上	山本 嶋治

※ 〇印地区区長代表

### お知らせ板



## 美化センター使用料のお知らせ

本年四月一日から、美化センターへの一般廃棄物並びに産業廃棄物の搬入について、使用料を納めていただくことになりましたので、お知らせいたします。

▽美化センターの使用は、町長の許可を受けた者が搬入処理する場合に限ります。

▽搬入の制限は、休業日以外の日の午前九時から午後四時までです。

▽搬入者は、可燃物と不燃物に分けて搬入し、不燃物のうち、空かん類及びガラス瓶類などは別にしてください。又美化センター職員の指示に従ってください。

▽使用料は、次の車両の区分に応じ、それぞれ美化センター窓口で納めてください。

- 最大積載量五百キログラム以下の車
- 最大積載量五百キログラムを超え一千キログラム以下の車
- 最大積載量五百キログラムを超え一千キログラム

#### 下の車

- 一両につき五百円
- 最大積載量一千キログラムを超える車
- 一両につき千キログラム当り五百円

●常時搬入する者の使用料は、月額によることもできるが、一万円の範囲内で、廃棄物の見込量に応じて定めます。

※くわしくは、美化センター窓口でおたずねください。

### 心配ごと相談

みなさんの心配ごと相談が毎月一日開かれております。相談は無料で、秘密は堅く守られます。お気軽にお越しください。

- ▽日時 六月一日(水) 午前十時～十二時
- ▽場所 一之瀬小学校 中之郷保育所

### 赤十字社員 増強運動に協力を

五月一日から三十一日までの一か月間は、赤十字社員増強運動月間です。

日本赤十字社の仕事は、国際的な救護活動をはじめ、国内における災害救護、献血の推進、看護婦の養成、救急法水上安全法、家庭看護法の普及など人間連帯の幅広い活動を行っています。

赤十字の活動資金は、日本赤十字社の社員に加入していただいた社員の納める年額三〇〇円以上の社費とみなさま方の賛助費によってまかなわれています。

### 逝去

保健婦の 坂本たみゑさん

昭和三十一年六月十一日から、町職員となられて以来、住民の保健衛生や予防業務の充実に長年つとめられ、みなさんから「保健婦のたみゑさん」と親しまれていました。坂本さん(麻加江)が、去る四月三十日、午前九時三十分、

十分松阪中央総合病院で、亡くなられました。謹んでおくりあげます。

行政相談委員 南出丑松さん

昭和四十二年四月一日から長年に亘り、行政相談委員として活躍されておりました南出丑松氏(坂井)が去る四月十四日午後一時三十分自宅で逝去されました。謹んでおくりあげます。

### 県政モニターに 作野順一さん

昭和五十二年度、県政モニターに本町から作野順一さん(小荻)が委嘱されました。この県政モニターは、県が県の施策に関する県民の意見や要望を聞き、広く県政の参考にするのと同時に、県民の県政に対する参加意識をたかめるために設置されているもので、任期は、昭和五十三年三月三十一日までです。

### 消費生活推進委員に 大西登代さん

昭和五十二年度三重県消費生活推進員に、本町から大西登代さん(棚橋)が委嘱されました。

## 交通事故のご相談は

### 相談センターへ!!

「社団法人日本損害保険協会自動車保険請求相談センター」では、専門の相談員が親身になって交通事故による強制、任意を問わず、自動車保険の具体的な請求手続き、ひき逃げ、無保険車等を含むあらゆる交通事故の解決方法のご相談に応じています。

また、示談など非常に複雑で解決のむづかしい法律上の各種のご相談(裁判、調停等

を含ま)にも、同センター委嘱の弁護士が懇切におこたえしています。

#### 開設場所

- 四日市市諏訪町四の一
- 東京海上ビル四階、四日市
- 自動車保険請求相談センター、☎(〇五九三)535九九



### おめでた

〇三月中に届出のもの

氏名	父名	続柄	字名
坂本多絵	徹	長女	大久保
山崎 愛	京太	長女	注連指
小林秀規	直行	長男	川口
小林健二	久男	二男	葛原
世古真弓	真二	長女	鮎川
中森 太	慰	長男	大久保
坂谷有美	幸則	長女	牧戸

### おくやみ

〇三月中に届出のもの

氏名	年齢	字名
服部準也	76歳	田口
神森悠介	75歳	栗原
征夫 二男 脇出	79歳	坂井
隆夫 長男 火打石	81歳	牧戸